

姫路市中学校部活動の地域展開

新たな地域クラブ活動「姫カツ」

姫カツクラブ指導者バンク

募集要項



令和 7 年(2025 年)9 月

姫路市教育委員会



住むほどに
好きが深まる
姫のまち

目 次

1. 趣旨	2
2. 指導者について	2
3. 対象競技	2
4. 登録の手順について	2
5. 派遣の手順について	3
6. 指導者の任務	3
7. 利用者の範囲	3
8. 公開の範囲	3
9. 利用者の任務	3
10. 教育委員会の業務	4
11. その他	4
12. 問い合わせ・書類提出先	4
13. 参考資料	4

1.趣旨

この要領は、姫カツ指導者バンク設置要綱（以下「設置要綱」という。）に基づき、姫路市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が姫カツ指導者バンク（以下「指導者バンク」という。）の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2.指導者について

この要領における指導者とは、次のとおりとする。

- (1) 学校・地域との連携により、学校部活動を受け入れること。
- (2) 国が通知した、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動を行うこと。
- (3) 指導を行う際には、姫路市が基準として示す指導者研修会を受講する意思があること。
- (4) 18歳以上（高校生は除く）であること。
- (5) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条の各号に該当しない者であること。
- (6) 学校教育法第9条の各号に該当しないこと。
- (7) 政治・宗教を目的としないこと。
- (8) 営利を目的としないこと。
- (9) 過去の指導において、体罰、ハラスメント等指導者として不適格と認められる事項のない者であること。

3.対象競技

＜登録団体として募集している競技＞

軟式野球、サッカー、バレーボール、バスケットボール、ソフトボール、卓球、

＜協会・連盟が活動体制を整えて実施する競技＞

陸上競技、水泳競技、体操競技、柔道、相撲、ソフトテニス、剣道

4.登録の手順について

- (1) 指導者バンクに登録を希望する者は、姫路市オンライン手続きポータルサイト「姫カツ指導者バンク～指導者登録フォーム～」から教育委員会へ申請を行う。
- (2) 教育委員会は、申請内容を確認し、適当であると認めた場合は指導者バンクに登録し、申請者に通知する。登録にあたり、お電話にて簡単なヒアリングをさせていただきます。
- (3) 指導者バンクに登録された指導者（以下「登録者」という。）は、登録内容に変更

が生じた場合や登録の抹消を希望する場合は、設置要綱に規定する所定の様式により速やかに教育委員会に報告する。

5.派遣の手順について

- (1) 指導者バンクを利用する団体等（以下「利用者」という。）が登録者の派遣を希望するときは、姫路市オンライン手続きポータルサイト「姫カツ指導者バンク～指導者派遣依頼フォーム～」から教育委員会へ申請を行う。
- (2) 教育委員会は、(1)の依頼内容が適当と認められるときは適切な登録者を選定し、原則メールにて受諾の可否を登録者へ打診する。
- (3) 登録者が受諾した場合、教育委員会は利用者にその旨連絡する。
- (4) 利用者と登録者は、指導・活動にかかるお互いの意向を直接確認し合う。
- (5) 派遣が決定した場合、登録者及び利用者は、教育委員会へマッチングしたことを報告する。
- (6) 指導者は、利用者と確認し合った内容で指導活動を行う。

6.指導者の任務

- (1) 指導者は、利用者の依頼に応じ、指導等に当たるものとする。
- (2) 指導者は、利用者と指導内容について事前に協議する。

7.利用者の範囲

- (1) 姫カックラブ及び姫カツを担う各種協会、連盟等
- (2) その他教育委員会が必要と認める団体等

8.公開の範囲

- (1) 登録者の情報で公表するものは、申請書に記載された事項のうち、性別、年齢層、指導種目、指導可能時間帯、活動校区、保有資格等とする。
- (2) 利用者の情報で公表するものは、依頼書に記載された事項のうち、団体名、希望種目、希望内容、活動場所、希望人数等とする。

9.利用者の任務

- (1) 教育委員会に派遣の依頼を行う。
- (2) 指導者と事前に指導内容等について協議を行う。

10.教育委員会の業務

- (1) 指導者バンクの情報を市のウェブサイトやパンフレット等により広報を行うとともに、利用者からの申込みなどの受付を行う。
- (2) 利用者からの依頼内容を検討し適切な指導者を選定して、受諾の可否を打診する。

11. その他

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、応募を無効とする場合があります。
- (2) 申請内容は、姫路市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

12. 問い合わせ・書類提出先

姫路市役所 姫路市教育委員会事務局 健康教育課 姫カツ推進担当
〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地（姫路市役所北別館6階）
電話：079-221-2798（直通）
電子メール：himekatsu@city.himeji.lg.jp
※窓口受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日は除く）

13. 参考資料

〈参考資料〉

- (1) 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン
（令和4(2022)年12月）
https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt_oripara-000026750_2.pdf
- (2) 姫カツ活動ガイドライン
<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000031231.html>

姫路市教育委員会 健康教育課 姫カツ推進担当

TEL 079-221-2798 Mail himekatsu@city.himeji.lg.jp

姫路市ホームページ <https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000018734.html>

